

この資料は、第 16 回委員会（H15.1.17）に配布された資料です。

新たな河川整備をめざして

- 淀川水系流域委員会 提言（案） -

（修正案 030117 版）

注：先日（1/10）、全委員に発送された修正案 030117 版に若干の修正（委員からの指摘等を踏まえた文言修正）が加わっています。

淀川水系流域委員会

提言作成にあたって

< 淀川水系流域委員会の目的と特徴 >

「淀川水系流域委員会」(以下流域委員会)は、平成9年(1997)に河川法が改正されたのを受けて、「河川整備計画」について学識経験者から意見を聴く場として、2001年2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置された。流域委員会は委員会および3つの部会(琵琶湖、淀川、猪名川)からなり、54名の委員と1名のワーキンググループ専任委員によって構成されている。

流域委員会の運営は、従来の審議会等と異なる方法で進めており、整備計画策定までの一連の流れが、今後の公共事業の計画づくりのモデルになることが期待される。

流域委員会の要点は次の通りである。

- 準備会議による委員会の構成、メンバー等の決定：4名の有識者からなる準備会議において、委員会の構成、および委員選出を行った。また、委員選出においては新聞等で一般から公募を実施した。委員会は治水、利水、環境、人文、地域の特性に詳しい委員などの幅広い分野の専門家で構成されている。
- 委員による自主的な運営：委員会の検討内容、進め方等は委員が自主的に決定し、委員会運営に必要な庶務事項を民間企業がサポートしている。
- 審議のプロセス、内容の情報公開：会議および会議資料、議事録等はすべて公開し、審議の透明性を高めている。
- 幅広い意見の聴取：会議開催時には、一般傍聴者からの意見聴取を実施するとともに、現地視察・調査の際には、地域の住民の意見を聴くことを行っている。また、委員会では、淀川水系のあり方に関して、一般から公募した意見の中から代表的なものについて発表してもらい、とりまとめの参考としている。
- 計画策定以前からの委員会の参画：原案が提示され、それに基づいて審議を行うような従来の形式ではなく、河川整備計画原案の作成以前の段階から、今後の河川整備のあり方等について幅広く議論を行い、その方向に基いて河川整備計画原案が策定されるという方式を採用している。

< 本提言の位置づけ >

- 本提言は、委員会、部会での検討を踏まえ、河川の整備にあたっての視点、考え方、方向性等を示したものである。
- 本提言は、2002年5月に提出された「中間とりまとめ」をもとに作成されたものである。「中間とりまとめ」作成以降、河川管理者との質疑応答や一般からの「中間とりまとめ」に対する意見募集を行った。また、中間とりまとめの中の主要なテーマについては、その内容を深めるためワーキンググループを設立し、集中的な議論を行い、並行して委員会、部会でも議論を深めてきた。本提言はそれらの結果も踏まえ、まとめられたものである。

川づくりの理念の変革 - 淀川水系がもつ多様な価値の復活に向けて -

淀川水系は、世界有数の古代湖である琵琶湖をふくむ長い歴史のなかで、この水系独自の進化をとげた固有種を含めもつ多様な生物の宝庫である。

また、古くから人間がこの水系の恵みを利用して豊かな社会、文化を築いてきた文明展開の場である。このように、淀川水系は長年にわたって自然と人が築きあげてきたもので、その流域に住む人々や生物にとって、多面的、複合的な価値をもつ、かけがえのない存在である。

しかしながら、淀川水系の状況は、ここ数十年の急激な人口増加、都市化、産業の進展、生活様式の変化とそれを支えてきた流域の開発や治水・利水事業により大きく変化した。この間、河川については専ら治水・利水中心の効率的な河川整備が行われ、水質保全、生態系保全などの環境的配慮の視点が河川整備や河川管理から欠落していた。その結果、水質は悪化し、また生物の生育・生息環境は著しく劣化し、すでに絶滅したもの、その危機にあるものなど、淀川水系の生態系は深刻な状態に至っている。また、人に安らぎや憩いを与えてくれた川の風景はほとんど見えかけており、人と川との関わりは希薄になっている。このような状況は、将来における人間の生存の基盤をも脅かすものである。

いまこそ、これまでの河川整備の理念を改革することにより、失われつつある淀川水系の自然・文化を取り戻し、次世代に継承していかなければならない。

河川整備においては、環境・治水・利水を総合的に考えるべきことはいうまでもないが、河川環境の現状から見て、従来進められてきた「治水・利水を中心とした河川整備」を「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」へ転換していくことが必要である。

淀川水系流域委員会は、ここに、上述の視点に立って河川管理者が河川整備計画を作成するための新たな河川整備の理念、それを具体化するための整備のあり方を提言するものである。

河川管理者はこの提言をもとにして河川整備計画の原案を作成し、さらに、その原案に対する流域委員会および地域住民や住民団体(NGO、NPO などを含む)の意見を反映させた河川整備計画を作成されるよう強く要望するものである。

新たな河川整備をめざして

- 淀川水系流域委員会 提言 -

1 琵琶湖・淀川流域の特性

1 - 1	流域の概要	1- 1
1 - 2	琵琶湖流域の特性	1- 3
1 - 3	淀川流域の特性	1- 5
1 - 4	猪名川流域の特性	1- 7

2 河川整備の現状と課題

2 - 1	河川環境の現状と課題	2- 1
2 - 2	治水の現状と課題	2- 4
2 - 3	利水の現状と課題	2- 6
2 - 4	河川利用の現状と課題	2- 8

3 新たな河川整備の理念

3 - 1	河川整備に関する基本認識	3- 1
3 - 2	新たな河川環境の理念	3- 3
3 - 3	新たな治水の理念	3- 5
3 - 4	新たな利水の理念	3- 6
3 - 5	新たな河川利用の理念	3- 7

4 新たな河川整備計画のあり方

4 - 1	河川整備計画に関する基本事項	4- 1
4 - 2	河川環境計画のあり方	4- 4
4 - 3	治水計画のあり方	4-10
4 - 4	利水計画のあり方	4-13
4 - 5	河川利用計画のあり方	4-15
4 - 6	ダムのあり方	4-18
4 - 7	関係団体、自治体、他省庁との連携	4-19
4 - 8	住民参加のあり方	4-20
4 - 9	淀川河川整備計画策定・推進にあたって 河川管理者が行うべき住民との関係構築	4-23

